

藤沢市下水道施設官民連携業務に関する基本契約書

- 1 業務名 藤沢市下水道施設官民連携業務委託
- 2 業務場所 藤沢市内全域
- 3 履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 9 年 3 月 3 1 日まで
- 4 委託料総額 ￥●●●円

上記の藤沢市下水道施設官民連携業務委託について、藤沢市（以下「委託者」という。）及び本業務の受託者である●●●共同企業体（以下「受託者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な基本契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各 1 通を保管するものとする。ただし、本契約の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者がそれぞれ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

2 0 2 7 年（令和 9 年） 月 日

委託者 住所 藤沢市朝日町 1 番地の 1
藤沢市
氏名 藤沢市長 鈴木 恒夫 印

受託者 ●●●共同企業体
(代表企業)
住所
氏名 印

- 第1条 (目的)
- 第2条 (用語の定義)
- 第3条 (総則)
- 第4条 (契約の保証)
- 第5条 (契約の構成及び適用関係)
- 第6条 (履行期間等)
- 第7条 (業務の範囲)
- 第8条 (別途工事請負契約事項)
- 第9条 (年度協定)
- 第10条 (指示及び協議の書面主義)
- 第11条 (管理義務)
- 第12条 (許認可の取得等)
- 第13条 (再委託)
- 第14条 (臨機の措置)
- 第15条 (事故発生の報告)
- 第16条 (保険)
- 第17条 (地域住民対応)
- 第18条 (交付金の変更)
- 第19条 (特許権等の使用)
- 第20条 (業務実施体制の整備)
- 第21条 (PPP 代理人)
- 第22条 (統括責任者)
- 第23条 (統括責任者等の届出)
- 第24条 (監督員)
- 第25条 (本業務の実施)
- 第26条 (業務の引き継ぎ)
- 第27条 (業務の着手)
- 第28条 (業務計画書)
- 第29条 (業務の報告等)
- 第30条 (関連業務の調整)
- 第31条 (業務の中止)
- 第32条 (法令等の変更)
- 第33条 (条件変更等)
- 第34条 (要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)
- 第35条 (委託者による本業務の内容の変更)
- 第36条 (受託者による本業務の内容の変更)

- 第37条 (プロフィットシェア)
- 第38条 (履行期間の延長)
- 第39条 (業務委託料の変更方法等)
- 第40条 (経済事情の激変による業務委託料の変更)
- 第41条 (検査及び引渡し等)
- 第42条 (契約不適合責任)
- 第43条 (契約不適合責任期間等)
- 第44条 (委託料)
- 第45条 (委託料の支払)
- 第46条 (前金払)
- 第47条 (部分払)
- 第48条 (業務委託料の支払停止)
- 第49条 (リスク分担の原則)
- 第50条 (受託者等に対する措置請求)
- 第51条 (一般的損害)
- 第52条 (第三者に及ぼした損害)
- 第53条 (不可抗力)
- 第54条 (履行遅延による違約金)
- 第55条 (委託者の損害賠償請求等)
- 第56条 (受託者の損害賠償請求等)
- 第57条 (業務移行期間)
- 第58条 (委託者の任意解除権)
- 第59条 (委託者の催告による解除権)
- 第60条 (委託者の催告によらない解除権)
- 第61条 (委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第62条 (受託者の催告による解除権)
- 第63条 (受託者の催告によらない解除権)
- 第64条 (受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第65条 (契約解除に伴う措置)
- 第66条 (契約上の地位の譲渡等)
- 第67条 (成果品の帰属)
- 第68条 (目的外使用及び第三者への提供の禁止)
- 第69条 (複写、複製等の禁止)
- 第70条 (秘密保持)
- 第71条 (個人情報保護)
- 第72条 (著作権の利用等)

- 第 7 3 条 (著作権等の譲渡禁止)
- 第 7 4 条 (著作権の侵害防止)
- 第 7 5 条 (プログラム設計書等の所有権)
- 第 7 6 条 (プログラムの知的財産権等)
- 第 7 7 条 (暴力団等からの不当介入の排除)
- 第 7 8 条 (支給品、貸与品等の引渡、保管及び返還)
- 第 7 9 条 (談合その他の不正行為に対する賠償金の徴収)
- 第 8 0 条 (契約の費用)
- 第 8 1 条 (契約の効力の遡及)
- 第 8 2 条 (疑義の決定)
- 第 8 3 条 (裁判管轄)

- 別紙 1 業務計画書
- 別紙 2 契約不適合期間
- 別紙 3 業務委託料
- 別紙 4 業務委託料の支払い方法

(目的)

第1条 本契約は、委託者が所管する下水道施設の維持管理及び更新等に関する各種業務について、受託者の創意工夫を促し、効率的な維持管理及び更新等が実現できるよう、双方が連携して10年契約で包括的に委託するものであり、下水道施設の機能維持向上、予防保全型維持管理の効率化及び、下水道サービスレベルの向上を図るために必要な基本事項を定めることを目的とする。また、頭書に定める履行期間における受託者の義務を明確化して、各当事者によるその義務の履行を確実にする。

(用語の定義)

第2条 本契約において用いられる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 「本業務」とは、藤沢市下水道施設官民連携業務委託をいう。
- (2) 「本施設」とは、委託者が管轄する公共下水道施設をいう。
- (3) 「プロポーザル実施要領等」とは、本業務について、委託者が公表した「藤沢市下水道施設官民連携業務委託 プロポーザル実施要領、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、モニタリング基本計画、年度協定書(案)、その他委託者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書」の総称をいう。
- (4) 「要求水準書」とは、本業務について、委託者が公表した「藤沢市下水道施設官民連携業務委託 要求水準書(共通編)(業務委託編)(工事編)(別紙集)(図面集)(参考資料)」をいう。
- (5) 「企画提案書」とは、本業務のプロポーザル実施要領等に基づき、優先交渉権者の選定手続きにおいて、受託者が提出した提案書をいう。
- (6) 「本契約書等」とは、基本契約書、要求水準書及び企画提案書並びに年度協定書の総称をいう。
- (7) 「着手期日」とは、業務の履行開始日をいう。
- (8) 「完了期限」とは、業務履行期間満了日(本契約に基づき変更された場合には当該日とする。)をいう。
- (9) 「業務準備期間」とは、契約締結日から着手期日の前日までの期間をいう。
- (10) 「業務移行期間」とは、完了期限の3ヶ月前の応当日から完了期限までの期間をいう。
- (11) 「成果品」とは、本契約書等に基づいて受託者が提出すべき提出図書の総称をいう。
- (12) 「業務場所」とは、本契約書等に定められた本業務を行う場所をいう。
- (13) 「不可抗力」とは、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責めに帰すことができないもので、委託者及び受託者によ

っても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できない事由をいう。

(14) 「PPP 代理人」とは、業務契約までの委託者との契約について協議を行うほか、委託者から支払われた報酬を構成員へ分配する者をいう。

(15) 「統括責任者」とは、委託者との連絡窓口となり、本業務を統括的に管理、運営するほか、本業務に関し、受託者の業務に限り一切の権限を行使することができる者をいう。

(16) 「積算基準書」とは、委託者が指定する積算基準書をいう。

(17) 「応札率」とは、受託者がプロポーザル参加時に提出した見積内訳書の工事に係る価格を委託者がプロポーザル実施要領で提示した工事に係る価格の総額で除した割合のことをいう。

(総則)

第3条 委託者及び受託者は、日本国の法令を遵守しかつ本契約に基づき、履行しなければならない。

2 受託者は、業務準備期間及び履行期間中、業務場所にて本業務を行うとともに、成果品を委託者に引き渡すものとし、委託者は、検査合格後に受託者により提出される成果品引渡書および請求書に応じて、その業務委託料を支払うものとする。

3 委託者は、要求水準書の内容に沿って本業務を実施及び成果品を完成させるため、業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合において、受託者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受託者は、本契約若しくは本契約書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、本業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 本契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 本契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、受託者選定基準に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。

8 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。

9 委託者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、

受託者は、委託者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

- 10 本契約書等に明記されていない事項については、委託者及び受託者が協議して定める。

(契約の保証)

第4条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）を委託者に納付しなければならない。ただし、免除の場合はこの限りでない。

- 2 前項の契約保証金は、損害賠償の予定若しくはその一部又は解約手付けとしない。

- 3 委託者は、受託者が業務の履行を完了したときは速やかに契約保証金を受託者に返還しなければならない。

- 4 契約保証金には利息を付さない。

(契約の構成及び適用関係)

第5条 本契約は、プロポーザル実施要領等及び企画提案書と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。

- 2 前項の各書類の内容について齟齬又は矛盾がある場合には、本契約、プロポーザル実施要領等及び企画提案書の順で優先的な効力を有する。ただし、企画提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて企画提案書が要求水準書に優先する。

- 3 第1項の各書類間で疑義が生じた場合は、委託者及び受託者の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

- 4 本契約の規定に基づき年度協定書が締結された場合、かかる年度協定書は本契約と一体の契約となりこれらはいずれも本契約の一部を構成する。

(履行期間等)

第6条 本契約の有効期間は、本契約締結日より令和19年3月31日までとする。

- 2 本業務の履行期間は、履行開始日の0時より履行期間満了日の24時までとする。

(業務の範囲)

第7条 本業務の範囲は、次の各号に定める業務及びその他要求水準書に定める業務とする。

(1) 計画的業務

イ 圧送管巡視・点検業務

ロ まず・取付け管巡視業務

ハ マンホールポンプ点検業務

- ニ 調査業務
- ホ 清掃業務
- (2) 修繕等業務
 - イ 修繕用資料作成業務
 - ロ 本管部分入替業務
 - ハ マンホール本体修繕業務
 - ニ まず修繕業務
 - ホ 空洞箇所穴埋め修繕業務
 - ヘ 下水道用地修繕業務
 - ト 下水道用地管理業務
- (3) 検査補助・普及業務
 - イ 水洗便所普及促進業務
 - ロ 検査補助業務（排水設備検査補助業務）
 - ハ 検査補助業務（自費施工検査補助業務）
- (4) 住民対応等業務
 - イ 新設用資料作成業務
 - ロ 公共ます及び取付け管新設工事
- (5) 改築業務（ストマネ）
 - イ 改築設計業務（管きょ）
 - ロ 改築設計業務（マンホール）
 - ハ 改築設計業務（取付け管）
 - ニ 機能耐久調査業務
 - ホ 改築工事（管きょ布設替え）
 - ヘ 改築工事（マンホール蓋交換）
 - ト 改築工事（取付け管布設替え）
- (6) 改築業務（耐震化）
 - イ 耐震診断業務
 - ロ 耐震改築設計業務（管きょ）
 - ハ 耐震改築設計業務（マンホール管口）
 - ニ 耐震改築設計業務（マンホール浮上防止対策）
 - ホ 耐震改築工事（管きょ更生）
 - ヘ 耐震改築工事（管きょ布設替え）
 - ト 耐震改築工事（マンホール管口）
 - チ 耐震改築工事（マンホール浮上防止対策）
- (7) 計画策定業務
 - イ ストックマネジメント実施方針（管路施設）改訂業務

- ロ ストックマネジメント（第三・四・五期）計画（管路施設）策定業務
- ハ ストックマネジメント計画（マンホールポンプ）策定業務
- ニ 修繕・改築選定業務
- (8) データベース作成業務
- イ データベース作成業務
- (9) 統括管理業務
- イ 統括管理業務
- ロ 更新計画案作成業務

2 国庫補助対象の範囲は、次の各号に定める業務及びその他要求水準書に定める業務とする。

- (1) 調査業務（4 条予算）
 - (2) 清掃業務（4 条予算）
 - (3) 改築設計業務（管きょ）
 - (4) 改築設計業務（マンホール）
 - (5) 改築設計業務（取付け管）
 - (6) 機能耐久調査業務
 - (7) 改築工事（マンホール蓋交換）
 - (8) 改築工事（取付け管布設替え）
 - (9) 耐震診断業務
 - (10) 耐震改築設計業務（管きょ）
 - (11) 耐震改築設計業務（マンホール管口）
 - (12) 耐震改築設計業務（マンホール浮上防止対策）
 - (13) 耐震改築工事（管きょ更生）
 - (14) 耐震改築工事（管きょ布設替え）
 - (15) 耐震改築工事（マンホール管口）
 - (16) 耐震改築工事（マンホール浮上防止対策）
- （別途工事請負契約事項）

第8条 本契約のうち、次の各号に示す業務については、別途工事請負契約（以下「別契約」という。）を締結する。

- (1) 住民対応等業務
- イ 公共ます及び取付け管新設工事
- (2) 改築業務（ストマネ）
- イ 改築工事（管きょ布設替え）
- ロ 改築工事（マンホール蓋交換）
- ハ 改築工事（取付け管布設替え）
- (3) 改築業務（耐震化）

- イ 耐震改築工事（管きょ更生）
- ロ 耐震改築工事（管きょ布設替え）
- ハ 耐震改築工事（マンホール管口）
- ニ 耐震改築工事（マンホール浮上防止対策）

- 2 本契約と別契約との間に齟齬又は矛盾がある場合には、別契約が優先的な効力を有する。
- 3 委託者及び受託者は、別契約に関する詳細（本契約に定められているものを除く。）を協議の上、令和9年度から令和18年度まで適宜別契約を締結する。
- 4 別契約については、工事ごとに随意契約によって行うものとし、工事請負金額については、次に示す方法により算出した金額とする。

工事請負金額＝積算基準書により算出された工事費（事前に委託者の確認を受けたもの）×受託者がプロポーザル参加時に提出した工事費見積書の見積金額による応札率

- 5 工事請負費については、当該国の予算配分額をもとに算出された額を原則とし、この場合において受託者が策定した業務計画書の内容にかかわらず、当該工事請負契約に規定する業務の内容を、原則交付金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とする。

（年度協定）

第9条 委託者及び受託者は、年度協定を当該年度に実施する業務着手日までに締結し、当該年度の業務内容、業務予定箇所、実施時期、実施数量及びこれに対応する業務委託料及び支払い方法（以下「業務内容等」という。）について決定する。

- 2 受託者は、年度協定にて定める業務内容等について、各年度の年間業務計画書の提出前までに、委託者と協議して決定しなければならない。
- 3 第7条第2項の対象業務にかかる交付金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度協定に定める業務委託料は、当該国の予算配分額をもとに算出された額を原則とする。この場合において、受託者が策定した業務計画書の内容にかかわらず、当該年度協定に規定する業務の内容を、原則交付金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とする。
- 4 受託者は、当該年度の年度協定書に従って、本業務を実施する。

（指示及び協議の書面主義）

第10条 本契約等に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、速やかにこれ

を相手方に提出するものとする。

- 3 委託者及び受託者は、本契約等の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(管理義務)

第11条 受託者は、業務の着手から完了に至るまで、その業務全体の管理及び使用人等の行為についてすべての責任を負わなければならない。

- 2 受託者は、業務に係る個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）の本旨に従い、適正に取り扱わなければならない。

- 3 受託者は、支給品、貸与品、データ、及び業務の履行において作成されるコンピュータプログラム関係物品等（以下「中間資料」という。）の授受、処理、保管その他の管理にあつては、漏洩、滅失、毀損等を防止し、その適正な管理を図らねばならない。

(許認可の取得等)

第12条 受託者は、法令上に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。

- 2 前項のほか、受託者は、本業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して維持しなければならない。

(再委託)

第13条 受託者は、本業務の全部又は主要業務を一括して、第三者に再委託してはならない。

- 2 受託者は、事前に委託者の承諾を得て、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- 3 受託者は、前項に基づき再委託を行うときは、再委託先の名称及び再委託する業務の内容を書面にて委託者に通知するものとする。
- 4 前項に基づき本業務の一部を第三者に再委託した場合、受託者は当該第三者による業務の遂行につき一切の責任を負担し、当該第三者の責めに帰すべき事由は受託者の責めに帰すべき事由とみなす。

(臨機の措置)

第14条 受託者は、業務の履行において、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置をとるとともに、直ちに書面により委託者に通知し、委託者の指示に従わなければならない。

(事故発生の報告)

第15条 受託者は、契約目的物の引渡し前に当該契約目的物、支給品、貸与品、並びに業務の遂行により作成される資料等に火災、盗難等の事故が生じた

ときは、直ちに書面により委託者に通知し、委託者の指示に従わなければならない。

(保険)

第16条 受託者は、要求水準書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(地域住民対応)

第17条 受託者は、必要に応じて、自らの費用負担及び責任において、本業務の実施に必要な住民対応（本業務の実施に伴い必要となる環境対策等を含む。）を行わなければならない。

2 受託者は、あらかじめ、委託者の承諾を得ない限り、住民対応の不調を理由に本業務を変更することはできない。

3 受託者は、住民対応の結果、本業務の実施に必要なとなった費用を負担しなければならない。ただし、本業務を行政サービスとして実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、委託者の負担とする。

(交付金の変更)

第18条 交付金制度が変更される場合においては、委託者と受託者は、協議のうえ本契約の継続等に向けた措置を講ずる。

2 前項の協議が、協議開始日から30日以内に整わない場合、委託者は、必要となる本契約の変更を合理的に定めて受託者に通知するものとし、受託者はこれに従わなければならない。協議開始日については、委託者が受託者の意見を聞いて定め、委託者に通知するものとする。

(特許権等の使用)

第19条 受託者は、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、発注図書に特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務実施体制の整備)

第20条 受託者は、本業務の実施のため、本契約及び要求水準書に定めるところに従い、業務準備期間中に必要な業務実施体制を整備し、速やかに委託者に報告する。体制の内容に変更があった場合も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、受託者は、業務準備期間中に、要求水準書の定めるところに従い、提出書類の提出及び業務実施体制の整備を行わなければならない。

(PPP 代理人)

第 2 1 条 PPP 代理人は、本契約に関して委託者と契約について協議を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領（第 5 1 条第 1 項の請求の受理、同条第 2 項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除く）について、本契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

2 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを PPP 代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(統括責任者)

第 2 2 条 統括責任者は、委託者との連絡窓口となり、本業務を統括的に管理、運営するほか、本業務に関し、受託者の業務に限り一切の権限を行使することができる。

2 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(統括責任者等の届出)

第 2 3 条 受託者は、PPP 代理人、統括責任者、業務責任者、管理技術者及び照査技術者（以下「配置技術者等」という。）を定め、契約締結後速やかに書面により委託者に通知するものとする。

2 委託者は、業務の執行上、配置技術者等が不適当であると認めるときは、その理由を明示して受託者に配置技術者等の変更を求めることができる。

3 受託者は、業務の途中で配置技術者等を変更する場合は、あらかじめ書面により委託者に通知するものとする。

(監督員)

第 2 4 条 委託者は、本業務に監督員を定めたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

(本業務の実施)

第 2 5 条 受託者は、履行期間中、本契約、別契約、プロポーザル実施要領等、企画提案書に基づき、本件施設について本業務を実施する。

(業務の引き継ぎ)

第 2 6 条 受託者は、業務準備期間に、委託者から本業務に関する引継事項を受領するとともに、実施する業務の内容について把握しておかなければならない。

2 受託者は、業務準備期間に、本契約開始前に本業務の全部又は一部を受託していた者から、本業務に関する引継事項を受領し、本契約が終了するまで、備え置くものとする。委託者は、いつでも、引継事項を閲覧し、また、受託者に

対し引継事項の内容の説明を求めることができる。

- 3 受託者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受託者は、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継事項を変更した旨を通知するものとする。

(業務の着手)

第27条 受託者は、この契約締結の日に業務準備に着手しなければならない。
また、着手期日に業務を開始しなければならない。

(業務計画書)

第28条 業務計画書は、全体業務計画書、年間業務計画書、月間業務計画書及び業務代金内訳書その他委託者が指示する書類（以下「業務計画書」という。）により構成される。

- 2 受託者は、本契約書等に従い業務計画書を作成し、委託者に提出し承諾を得るものとする。なお、業務代金内訳書については、契約の締結の日から7日以内に、委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により提出された業務計画表等を審査し、不相当と認められるものがあるときは、期限を指定して補正させるものとし、受託者はこれに応じなければならない。
- 4 委託者が、業務計画書に基づき本業務が行われていないおそれがあると判断した場合、委託者は受託者に説明を求めることができる。その結果、委託者が、業務計画書に基づき本業務が行われていないと認めた場合、委託者は受託者に是正（業務計画書の変更を含む）を求めることができる。
- 5 受託者が業務計画書の変更を希望する場合、受託者は、変更の14日前までに変更理由及び変更内容を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。
- 6 前5項に定めるほか、受託者は業務準備期間中に、要求水準書の定める書類の提出及び業務実施体制の整備を行わなければならない。

(業務の報告等)

第29条 受託者は、履行期間中、本業務について、要求水準書に定める提出書類を作成し、委託者に提出するものとする。

- 2 委託者は、前項に基づき提出された書類の内容について、受託者に説明を求め、また、必要な範囲で、受託者が本業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。受託者は、業務完了時、本業務について要求水準書に定める提出図書及び書類を作成し、委託者に提出するものとする。

(関連業務の調整)

第30条 受託者は、受託者の履行する本業務と、本市の発注に係る第三者が履行する他の業務について、履行上密接に関連する場合において必要がある

ときは、その履行につき調整を行うものとする。この場合において、受託者は、委託者の指示に従い、第三者の行う業務の円滑な履行に協力しなければならない。

(業務の中止)

第31条 不可抗力により、作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(法令等の変更)

第32条 法令等（法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。本条において、以下同じ。）の変更により、本業務の実施が著しく困難となった場合又は本業務の実施に増加費用が発生する可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、これにより発生する費用の負担は次の各号のとおりとする。この場合、受託者は、本業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。ただし、受託者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。

(1) 本業務に直接関係する法令等の変更の場合には、委託者の負担とする。

(2) 本業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更の場合には受託者の負担とする。

2 法令等の変更により、本業務を行うことができなかった期間の業務委託料については、当該期間において実施できなかった本業務に関して受託者が免れることのできなかった費用相当分を支払うものとする。

3 法令等の変更により本業務の内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において、本業務の内容を変更することができる。また、法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができる。

4 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により受託者に生じた費用については、第1項に定めるところによる。

(条件変更等)

第33条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書（委託者が受託者選定の際に提供した業務対象施設の現況に関する資料等委託者が提供した業務対象施設に関する資料を含む。本条において、以下同じ。）に誤診又は脱漏があること。
- (2) 要求水準書の表示が明確でないこと。
- (3) 履行上の制約等要求水準書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
- (4) 要求水準書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、受託者の意見を聞いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聞いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、要求水準書の変更又は訂正を行わなければならない。

5 前項の規定により要求水準書の変更又は訂正が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
(要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第34条 受託者は、業務の内容が要求水準書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(委託者による本業務の内容の変更)

第35条 委託者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本業務の内容の変更を希望する場合、受託者に対して、変更を希望する日（以下、本条において「変更日」という。）の3箇月前までに変更案（委託費部分を含まない。以下、本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、委託者は、事前に変更案について受託者の意見を聞くよう努めなければならない。

2 受託者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1箇月以内に、委託者に対し、変更案に対応する業務委託料に関する見積りを提出するものとする。

3 委託者は、受託者に対し、前項の見積りを受領してから1箇月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、本契約は変更案及び見積りに従って業務委託料を変更するものとする。

4 委託者が見積りを承認しない旨を受託者に対して通知した場合、委託者及び受託者の協議により変更案及び業務委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1箇月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる。）、委託者は変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受託者に対して通知するものとする。委託者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第58条第2項を準用する。

5 第1項の期間は、公益上やむをえない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受託者は変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

6 前各項の規定にかかわらず、委託者は各年度における本契約に基づく受託者への支払額が、当該年度の委託者の予算額を超過するおそれがある場合、受託者に通知することにより、かかる超過の限度において、本業務のうち個別対応業務の実施時期の変更又は個別対応業務の一部を本契約の履行対象から除外するよう指示することができる。この場合、本契約で別途定める場合を除き、受託者は当該指示に従うことに伴う費用等の負担を委託者に請求することはできない。

(受託者による本業務の内容の変更)

第36条 受託者は、本業務の内容の変更を希望する場合、委託者に対して、変更を希望する日（以下、本条において「変更日」という。）の2箇月前までに変更案（業務委託料部分を含む。以下、本条において、「変更案」という。）を提出するものとする。なお、委託者は、事前に変更案について受託者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 委託者は、受託者に対し、前項の変更案を受領してから1箇月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、本契約は変更案に従って業務委託料を変更するものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

(プロフィットシェア)

第37条 受託者は、要求水準書等（本業務に関する指示を含む。本条において、以下同じ。）について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定により要求水準書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、委託者及び受託者との間で業務委託料を変更するものとする。
- 4 第2項により、委託料の減額を行った場合においても、改善提案を行った受託者の責任が回避されるものではない。
- 5 プロフィットシェアの発動は必須ではなく、発動した場合においては、費用縮減分に対する分配割合を協議により決定する。

(履行期間の延長)

第38条 受託者は、第7条第1項に示す業務（第8条に示す業務は除く。）について、天災その他の不可抗力による理由により完了期限までに業務を完了することができないときは、委託者に対し、遅滞なくその理由を記した書面により、履行期間の延長を請求することができる。この場合における延長日数は委託者及び受託者が協議して定める。

(業務委託料の変更方法等)

第39条 第33条、第34条、第35条の規定により、業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聞いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 3 第17条、第33条、第34条の規定により、損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(経済事情の激変による業務委託料の変更)

第40条 第7条第1項に示す業務(第8条に示す業務は除く。)について、委託者又は受託者は、履行期間内で契約締結の日から12箇月経過したあとに、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料の金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求できる。ただし、業務委託料の変更に伴う物価水準の変動等における指標等については、年度協定締結前に委託者と受託者で協議の上決定する。

2 前項による請求は、本条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」を「直前の本条に基づく委託金額変更の基準とした日」と読み替える。

3 第1項又は第2項において、業務委託料の変更額については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。

4 前項の協議開始の日については、委託者が受託者に意見を聞いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項又は第3項の請求を行った日又は受けた日から10日以内に協議開始を通知しない場合は、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査及び引渡し等)

第41条 受託者は、履行期間中又は業務を完了したときは、要求水準書に示す書類等を遅滞なく委託者に提出し、委託者の検査を受けなければならない。

2 委託者は、前項の規定による書類の提出があった日から起算して10日以内に当該成果品について検査を行わなければならない。

3 受託者は、前項の検査の結果、不合格となり業務の内容に補正を命ぜられたときは、遅延なく当該補正を行い、再度委託者の検査を受けなければならない。この補正に係る費用は受託者の負担とする。

4 受託者は、第2項又は前項の検査に合格したときは、業務の内容が役務の提供である場合を除き、その成果品を委託者に引き渡さなければならない。

(契約不適合責任)

第42条 委託者は、引き渡された成果品又は修繕部分(以下この条において「成果品等」という。)が本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、成果品等の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告を

し、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果品等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 第1号ないし第3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第43条 契約不適合責任期間は、別紙2に定めるとおりとする。

- 2 委託者は、前項の契約不適合責任期間でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、委託者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受託者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 4 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 5 委託者が第2項又は第3項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 6 委託者は、第2項又は第3項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 7 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 8 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

9 委託者は、成果品の引渡し又は修繕業務の実施箇所について完了検査の際に契約不適合があることを知ったときは、第2項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

10 引き渡された成果品の契約不適合が要求水準書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(委託料)

第44条 本業務の業務委託料の内訳は、別紙3のとおりとする。

2 本業務の年度別委託料については、年度協定書の第5条に示すものとする。

(委託料の支払)

第45条 受託者は、前条の規定による検査に合格したとき（目的物の引渡しを要する場合にあっては引渡しを終了したとき。）は、所定の手続きに従って速やかに業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けた日から起算して30日以内に当該業務委託料を支払うものとし、契約保証金がある場合は、還付するものとする。

3 支払い方法については、別紙3に定めるところによる。

(前金払)

第46条 受託者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条第1項の規定により登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、この契約に基づく履行期間を保証期間とする前払金の保証に関する契約（以下「前払金の保証契約」という。）を締結した場合には、契約締結の日から起算して20日以内に、委託者に対し、受託業務前金払申請書に保証事業会社の保証証書を添えて、前金払の申請をすることができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に、前払金を支払うものとする。

3 委託者は、前項の規定により前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約を変更した結果、業務委託料が2割以上増減したときは、その増減した額について、既に支払った前払金の率により計算した額を受託者に追加払をすることができ、また、減額のあった日から起算して30日以内に還付させることができる。

4 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前払金を当該業務以外の目的に使用したとき。
- (2) 契約に基づく業務を履行しないとき。
- (3) 保証事業会社との保証契約を解除したとき。
- (4) 本契約を解除したとき。

5 受託者は、第1項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

6 支払方法については、別紙4に定めるところによる。

(部分払)

第47条 受託者は、業務の完了前に、履行済部分に相当する業務委託料について部分払を請求することができる。

2 受託者は、部分払を請求しようとする場合には、当該請求に係る履行済部分について、業務委託(部分)完了届を提出し、委託者の検査を受けなければならない。

3 受託者は、前項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って速やかに部分払の請求をするものとする。

4 委託者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に受託者に部分払金を支払うものとする。

5 支払い方法については、別紙4に定めるところによる。

(業務委託料の支払停止)

第48条 モニタリング実施計画書に基づき、本契約及び要求水準書で定める内容を満足していないと判断される事象（以下「契約内容未達」という。）に対する是正の命令に対して是正が行われていると認められない場合、委託者は受託者に対し、事前に書面により通知したうえで、その是正が完了するまでの間、委託料の支払を停止することができる。

2 前項の支払停止を行う場合には、委託者は受託者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項に定める契約内容未達が是正されたときは、委託者は、第1項に基づき支払を停止していた委託料を、速やかに受託者に支払うものとする。この場合、支払を停止していた期間にかかる利息は一切付さないものとし、受託者はこれに異議を述べることができない。

(リスク分担の原則)

第49条 本業務の実施に関して受託者に増加費用又は損害が発生した場合、

本契約で別途定める場合を除き、当該増加費用又は損害の負担については要求水準書に定めるところによる。委託者は本契約で別途定める場合及び前記リスク分担表において委託者が負担者となっている事項以外には、本業務に関し、何らの費用又は責任も負担しない。

(受託者等に対する措置請求)

第50条 委託者は、受託者の使用人又は第13条第4項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から14日以内に委託者に通知しなければならない。

3 第41条第1項に規定する検査等の結果、本契約等に従った本業務が実施されていないと委託者が判断した場合、委託者は、違反内容を明示した上で、受託者に対して改善業務計画書の提出を命じることができる。受託者は、改善業務計画書の提出を命じられてから14日以内に改善業務計画書を委託者に提出し、自らの費用負担及び責任において、委託者の確認を受けた改善業務計画書に従い本業務を行わなければならない。

4 委託者は、前項の期間内に受託者が改善業務計画書を提出しない場合（改善業務計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）、又は改善業務計画書どおりに本業務が行われていない場合は、求める措置の内容とその理由を明示した上で、受託者に必要な措置を受託者の負担により行うことを請求することができる。

(一般的損害)

第51条 受託者の本契約の違反その他受託者の責めに帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

2 委託者の本契約の違反その他委託者の責めに帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合、委託者は受託者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第52条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受託者は委託者に速やかに報告するものとし、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（第56条に定めるところ

により付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適當であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

- 3 前2項のほか、業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力)

第53条 不可抗力により、本業務の実施が著しく困難となった場合又は本施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、また、本施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。

- 2 不可抗力により本施設が損傷した場合、委託者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受託者の故意又は重過失によって、本施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本施設の修繕費用の増加分については受託者の負担とする。

- 3 前項に規定する本施設の損傷により、本業務を行うことができなかった期間が発生した場合、原則として受託者は本業務の残り部分について履行する義務を負う。ただし、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま履行期間が満了したときの業務委託料については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。なお、本項は、本業務の全履行を目的とする受託者の協力及び努力義務を免除するものではない。

- 4 本施設の損傷により本業務の内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において、本業務の内容を変更することができる。この場合において、当該本業務の内容の変更により受託者に生じた費用については、委託者の負担とする。

(履行遅延による違約金)

第54条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後の相当期間内に完了する見込みのあるときは、委託者は、受託者に業務を継続させることができる。

- 2 前項の場合において、委託者は、遅延日数1日につき業務委託料の1,000分の1に相当する金額を違約金とし受託者から徴収するものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第55条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これに

よって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 本契約の成果品に契約不適合があるとき。
 - (2) 第59条の規定により、成果品の引渡し前に本契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第62条又は第63条の規定により、成果品の引渡し前に本契約が解除されたとき。
 - (2) 成果品の引渡し前に受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、その遅延日数1日につき、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額の1,000分の1に相当する額とする。
- 6 第2項の場合（第60条第11号の規定により、本契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当する。
- （受託者の損害賠償請求等）
- 第56条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第65条又は第66条の規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第45条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定率で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(業務移行期間)

第57条 受託者は、要求水準書の定めるところにより、業務移行期間において、本業務の引継に必要な業務を行わなければならない。

3 本契約が解除された場合も、前項に従い、受託者は本業務の引継ぎに必要な業務を行わなければならない。

(委託者の任意解除権)

第58条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第59条又は第60条の規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 前条の規定は、第1項の規定により本契約が解除された場合に準用するとともに、受託者は必要な本業務の引継を行わなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第59条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 履行期限までに本契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) この契約の規定に違反したとき。

2 前項により、契約解除を行い、受託者が損害を受けても、委託者はその責任を負わない。

(委託者の催告によらない解除権)

第60条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第66条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

- (3) 受託者が本契約に基づく業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 業務の性質等により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者が業務の履行をせず、委託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 個人情報の保護に関する法律第148条の規定による勧告又は命令に従わなかったとき。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号及び第3号ないし第7号の規定に該当するとき。
- (9) 業務の履行において、必要な許可、免許、登録、認定又は各種の資格が取消され又は抹消されたとき、又は必要な基準に満たなくなったとき。
- (10) 第62条又は第63条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受託者の構成員が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資

材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(12) 重大な虚偽報告、本業務に関する法令違反又は受託者による故意の信用失墜行為が認められるとき。

2 前項により、契約解除を行い、受託者が損害を受けても、委託者はその責任を負わない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第61条 第59条各号又は第60条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、契約を解除することができない。

(受託者の催告による解除権)

第62条 受託者は、委託者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第63条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 業務の内容の変更により、業務委託料が当初の額の3分の2以上減少したとき。

(2) 業務の中止期間が履行期間の3分の2以上となったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合においても、受託者は必要な本業務の引継を行わなければならない。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第64条 第62条又は第63条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除に伴う措置)

第65条 本契約が解除された場合には、第3条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、本契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条において「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 前項の既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

4 受託者は、委託者が第59条第1項又は第60条第1項の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、業務委託料の10分の1に相当する額の違約金を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りではない。

5 前項の場合において、契約保証金があるときは、これを違約金の一部に充当するものとし、受託者が委託者から支払いを受けるべき金額があるときは、これを差引くことができるものとする。

(契約上の地位の譲渡等)

第66条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(成果品の帰属)

第67条 受託者が業務により作成した成果品の所有権は、委託者に帰属するものとする。ただし、委託者及び受託者の協議により、別に定めた場合はこの限りでない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第68条 受託者は、契約目的物を業務の履行以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。委託者が受託者に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）並びに業務の履行に関し作成された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報（以下「データ」という。）においても同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第69条 受託者は、契約目的物、支給品及び貸与品並びにデータを委託者の承認を得ないで、複写又は複製してはならない。

(秘密保持)

第70条 委託者及び受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む。）を、第三者に対して開示しないものとする。

(1) 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。

(2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情

報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。本契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。

- (3) 法令・条例により開示が義務付けられる場合において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。
- (4) 委託者又は受託者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
- (5) 相手方が承諾した場合。
- (6) 本契約が解除等により終了した場合において、終了後に業務対象施設に関する業務を承継する者に対して業務計画書及び成果品を開示する場合。
- (7) 第13条第2項の定めに基づいて第三者に本業務の一部を請け負わせ又は委託した場合において、当該第三者に対して本業務遂行に必要な情報を開示するとき。

2 受託者は、業務の実施に際して知り得た事実を他人に漏らしてはならない。

3 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(個人情報の保護)

第71条 受託者は、本事業に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は本事業の範囲を超えて使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(著作権の利用等)

第72条 委託者が本契約に基づき受託者に対して提供した情報、書類、図面等（委託者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、委託者に帰属する。

2 受託者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、委託者に無償で譲渡する。

3 受託者は、委託者が成果品を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。

- (1) 著作者名を表示することなく、成果品の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は委託者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
- (2) 成果品を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
- (3) 業務対象施設の維持管理、修繕等のために必要な範囲で、委託者又は委託者が委託する第三者として、成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

4 受託者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 成果品の内容を公表すること。

(2) 成果品を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

5 委託者は、成果品について、成果品が著作物に該当するか否かにかかわらず、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

6 委託者は、受託者が成果品の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(著作権等の譲渡禁止)

第73条 受託者は、自ら又は著作者をして、成果品にかかる著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

第74条 受託者は、成果品が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを委託者に対して保証する。

2 成果品が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(プログラム設計書等の所有権)

第75条 本業務の遂行の結果得られたプログラム、設計書及び仕様書の所有権は、受託者より委託者に引き渡された日に委託者に移転する。

(プログラムの知的財産権等)

第76条 この契約に基づき業務の遂行の過程で生じた発明、考案又は創作その他の知的財産又はノウハウ等及び、提供データを用いてAIのプログラムを学習させることにより得られた学習済みモデル(学習済みパラメータを含む)に係る特許権その他の知的財産権(実用新案権、意匠権その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権(以下「知的財産権等」という。)は、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単独で生成した知的財産権等の帰属については受託者と委託者が協議して決定する。

2 前項ただし書により受託者に知的財産権等の全部または一部が帰属する場

合、及び受託者が従前から保有する知的財産権等をこの契約の目的物に適用する場合は、受託者は委託者に対し、この契約の目的の範囲で、委託者に当該知的財産権等の委託者による無償での使用を許諾するものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第77条 受託者は、本契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げる妨害をいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不等又は違法な要求をいう。）（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに委託者へ報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 委託者は、受託者が不当介入等を受けたことにより、本契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(支給品、貸与品等の引渡、保管及び返還)

第78条 支給品及び貸与品の引渡時期及び引渡場所は、委託者及び受託者との協議により決定する。

2 受託者は、前項の規定により、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受託者は、この契約が完了したとき若しくは契約を解除された場合又は業務を変更された場合は、中間資料等を委託者に返還若しくは提出しなければならない。

4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく委託者が指定した期限内に中間資料等を返還若しくは提出しないときは、委託者は受託者に代わって当該中間資料等を回収することができる。この場合において、受託者は委託者の回収に異議を申し出ることができないものとし、委託者の回収に要した費用を負担しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により、支給品、貸与品及びデータ等を滅失又は棄損し、その返還若しくは提出が不可能となったときは、委託者の指定するところにより代品を納め若しくは原状に復し又は代品の納入若しくは原状回復とともに損害を賠償しなければならない。

6 受託者は、支給品又は貸与品の使用方法に疑義が生じた場合、委託者の指示に従わなければならない。

(談合その他不正行為に対する賠償金の徴収)

第79条 委託者は、受託者がこの契約について次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を徴収するものとする。ただし、委託者が賠償金を請求することが適当でないとする場合

は、この限りでない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。)第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、独占禁止法第61条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき(当該命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。)
- (2) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条の2第1項の規定により納付命令を受け、独占禁止法第62条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき。
- (3) 受託者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

2 前項本文の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(契約の費用)

第80条 この契約の締結に関して必要な費用は、受託者の負担とする。

(契約の効力の遡及)

第81条 契約の内容を記録した電磁的記録の作成をもって本契約を締結する場合にあって、契約締結が履行期間の開始日より後の日であるときは、本契約の効力は履行期間の開始日から生じるものとする。

(疑義の決定)

第82条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第83条 この契約に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。

別紙 1 業務計画書

業務計画書は、日本産業規格 A 判により作成し、原則として A 4 又は A 3 用紙とすること。業務計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとする。

(1) 実施方針

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための本業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、本業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

(2) 実施体制

本業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（再委託関係も含む。）を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

(3) 実施計画

要求水準書に準ずるとともに委託者との協議により決定した必要事項を記載すること。

(4) 安全管理計画

事故、災害等を未然に防止し、安全に本業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

(5) その他委託者が指示する事項

プロポーザル実施要領等及び委託者が指示する事項について、記載すること。

別紙２ 契約不適合期間

各業務の契約不適合期間については、以下に定めるとおりとする。

なお、契約不適合期間の開始日（起算点）は成果物の引渡しとする。

計画的業務

業務名	契約不適合期間
圧送管巡視・点検業務	５年
ます・取付け管巡視業務	５年
マンホールポンプ点検業務	１年
調査業務	５年
清掃業務	適用なし

修繕等業務

業務名	契約不適合期間
修繕用資料作成業務	１年
本管部分入替業務	１年
マンホール本体修繕業務	１年
ます修繕業務	１年
空洞箇所穴埋め修繕業務	１年
下水道用地修繕業務	１年
下水道用地管理業務	適用なし

検査補助・普及業務

業務名	契約不適合期間
水洗便所普及促進業務	適用なし
検査補助業務（排水設備検査補助業務）	適用なし
検査補助業務（自費施工検査補助業務）	適用なし

住民対応等業務

業務名	契約不適合期間
新設用資料作成業務	１年

改築業務（ストマネ）

業務名	契約不適合期間
改築設計業務（管きょ）	5 年
改築設計業務（マンホール）	5 年
改築設計業務（取付け管）	5 年
機能耐久調査業務	5 年

改築業務（耐震化）

業務名	契約不適合期間
耐震診断業務	5 年
耐震改築設計業務（管きょ）	5 年
耐震改築設計業務（マンホール管口）	5 年
耐震改築設計業務（マンホール浮上防止対策）	5 年

計画策定業務

業務名	契約不適合期間
ストックマネジメント実施方針（管路施設）改訂業務	5 年
ストックマネジメント（第三・四・五期）計画（管路施設）策定業務	5 年
ストックマネジメント計画（マンホールポンプ）策定業務	5 年
修繕・改築選定業務	5 年

データベース作成業務

業務名	契約不適合期間
データベース作成業務	1 年

統括管理業務

業務名	契約不適合期間
統括管理業務	適用なし
更新計画案作成業務	5 年

別紙3 業務委託料

業務委託料の総額は次のとおりとする。

(1) 業務委託 (3条予算)

(単位：円)

業務名	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
計画的業務 (MP以外)	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
計画的業務 (MP)	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
修繕等業務	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
検査補助・普及業務	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
データベース作成業務	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
統括管理業務	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
計	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●

業務名	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
計画的業務 (MP以外)	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
計画的業務 (MP)	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
修繕等業務	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
検査補助・普及業務	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
データベース作成業務	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
統括管理業務	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
計	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●

業務名	計
計画的業務（MP 以外）	● ● ●
計画的業務（MP）	● ● ●
修繕等業務	● ● ●
検査補助・普及業務	● ● ●
データベース作成業務	● ● ●
統括管理業務	● ● ●
計	● ● ●

（２）業務委託（４条予算）

（単位：円）

業務名	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年 度
計画的業務	● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●
住民対応等 業務	● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●
改築業務（ス トマネ）	● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●
改築業務（耐 震化）	● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●
計画策定業 務（MP 以外）	● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●
計画策定業 務（MP）	● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●
計	● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ● ●

業務名	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度	令和 18 年 度
計画的業務	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
住民対応等 業務	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
改築業務（スト マネ）	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
改築業務（耐 震化）	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
計画策定業 務（MP 以外）	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
計画策定業 務（MP）	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
計	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●

業務名	計
計画的業務	●●●
住民対応等業務	●●●
改築業務（ストマネ）	●●●
改築業務（耐震化）	●●●
計画策定業務(MP 以外)	●●●
計画策定業務（MP）	●●●
計	●●●

(3) 工事

(単位：円)

業務名	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
住民対応等業務	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
改築業務(ストマネ)	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
改築業務(耐震化)	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
計	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●

業務名	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
住民対応等業務	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
改築業務(ストマネ)	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
改築業務(耐震化)	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
計	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●

業務名	計
住民対応等業務	●●●
改築業務(ストマネ)	●●●
改築業務(耐震化)	●●●
計	●●●

別紙 4 業務委託料の支払い方法

1 前金払は次に定める。

(1) 前金払が可能な業務

ア 改築業務（ストマネ）

（ア） 改築設計業務（管きよ）

（イ） 改築設計業務（マンホール）

（ウ） 改築設計業務（取付け管）

（エ） 機能耐久調査業務

イ 改築業務（耐震化）

（ア） 耐震診断業務

（イ） 耐震改築設計業務（管きよ）

（ウ） 耐震改築設計業務（マンホール管口）

（エ） 耐震改築設計業務（マンホール浮上防止対策）

(2) 請求回数上限

1 会計年度につき 1 回

(3) 金額

業務委託料（年度協定で定める金額）の 30%以内でかつ 2 億円以内

2 部分払は次に定める。

(1) 部分払が可能な業務

ア 計画的業務

イ 修繕等業務

ウ 検査補助・普及業務

エ 住民対応等業務

（ア） 新設用資料作成業務

オ 改築業務（ストマネ）

（ア） 改築設計業務（管きよ）

（イ） 改築設計業務（マンホール）

（ウ） 改築設計業務（取付け管）

（エ） 機能耐久調査業務

カ 改築業務（耐震化）

（ア） 耐震改築設計業務（管きよ）

（イ） 耐震改築設計業務（マンホール管口）

（ウ） 耐震改築設計業務（マンホール浮上防止対策）

(2) 請求回数上限

1 会計年度につき 12 回以内

3 各業務の支払い方法は次に定める。

(1) 圧送管巡視・点検業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、成果物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(2) ます・取付け管巡視業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、成果物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(3) マンホールポンプ点検業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、成果物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(4) 調査業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、成果物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(5) 清掃業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、成果物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(6) 修繕用資料作成業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、成果物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(7) 本管部分入替業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、目的物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(8) マンホール本体修繕業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、目的物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(9) ます修繕業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、目的物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(10) 空洞箇所穴埋め修繕業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、目的物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(11) 下水道用地修繕業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、目的物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(12) 下水道用地管理業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料について、完了払いとする。

(13) 水洗便所普及促進業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、成果物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(14) 検査補助業務（排水設備検査補助業務）の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、成果物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(15) 検査補助業務（自費施工検査補助業務）の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、成果物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(16) 新設用資料作成業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、成果物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(17) 改築設計業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、成果物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。。

(18) 機能耐久調査業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、成果物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。。

(19) 耐震診断業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料について、完了払いとする。

(20) 耐震改築設計業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、成果物を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。。

(21) スtockマネジメント実施方針（管路施設）改訂業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料について、完了払いとする。

(22) スtockマネジメント（第三・四・五期）計画（管路施設）策定業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料について、完了払いとする。

(23) スtockマネジメント計画（マンホールポンプ）策定業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料について、完了払いとする。

(24) 修繕・改築選定業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料について、完了払いとする。

(25) データベース作成業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料の範囲内において、成果品を委託者に引き渡した業務分の金額について、部分払いとする。

(26) 統括管理業務の業務委託料

年度協定で定めた業務委託料総額業務委託料総額の 1 / 1 2 を毎月支払
う。